

砥部町

児童通所支援の

利用について



砥部町 介護福祉課

● 児童通所支援の内容について

サービスの名称	対象児童	サービスの内容	
児童発達支援	未就学児	対象者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の児童 ①乳幼児健診などで療育の必要があると認められる児童 ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、専門的な療育・訓練を受ける必要がある児童
		内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学児	対象者	肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医療的管理下で支援を行う必要がある児童
		内容	児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児 (小学1年から 高校3年まで)	対象者	授業の終了後または休業日に支援が必要な児童
		内容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	未就学児 および 就学児	対象者	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難だとして市町村が認めた児童
		内容	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	対象施設(※) に通う児童	対象者	対象施設において、専門的な支援が必要な児童
		内容	他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

※対象施設：保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設。

## ●サービス利用までの流れについて

- ① 相談・申請 町または指定相談支援事業者（3ページ：事業者一覧表）に相談します。相談の結果、サービス利用を希望する場合は町に申請します。

「指定相談支援事業者」とは、児童通所支援の申請前の相談や申請手続きの支援、児童支援利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行う事業所です。

- ② 調査 保護者または児童と面接して、心身の状況（5領域11項目）、保護者の状況などの聞き取り調査を行います。

- ③ 認定・通知 聞き取り調査や児童支援利用計画案などをもとにサービスの支給量などが決定され、受給者証が交付されます。

「児童支援利用計画」とは、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画で、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

- ④ 契約 サービスの決定後、指定相談支援事業者が児童支援利用計画を作成し、計画作成後、サービスを利用する事業所と契約を行います。

児童支援利用計画に代えて、保護者等が計画（セルフケアプラン）を作成することもできます。

※できるだけ指定相談支援事業者へ計画の作成を依頼してください。

- ⑤ 利用開始 受給者証を提示してサービスを利用し、負担能力に応じて自己負担額（4ページの「児童通所支援の利用料について」を参照）を支払います。

● していそだんしえんじぎょうしゃ  
指定相談支援事業者

じどうしえんりようけいかくさくせい たいしょうちいき とべちやう ふく  
児童支援利用計画作成の対象地域に、砥部町が含まれている事業所は次のとおりです。

ちやくせつじぎょうしょ れんらく じどうしえんりようけいかく さくせい いらい  
直接事業所に連絡をしていただき、児童支援利用計画の作成を依頼してください。

かき じぎょうしょいがい さくせいかのう ばあい  
※下記の事業所以外でも作成可能な場合があります。

ちやうない  
【町内】

<small>じぎょうしょめい</small> 事業所名	<small>しよざいち</small> 所在地	<small>でんわばんごう</small> 電話番号
特定相談支援事業所 いちすてっぴ	高尾田731番地1	090-5145-8851
特定相談支援事業所 ひだまり	高尾田154番地	089-907-3556

ちやうがい  
【町外】

<small>じぎょうしょめい</small> 事業所名	<small>しよざいち</small> 所在地	<small>でんわばんごう</small> 電話番号
福角会指定相談支援事業所	松山市権現町甲141番地	089-978-7778
宗友福祉会 指定相談支援事業所	松山市中野町甲640番地	089-963-3772
ほほえみ相談支援事業所	松山市道後町2丁目12-11	089-922-7486
泰斗福祉会 指定相談支援事業所	松山市苞木甲202番地1	089-994-7155
相談支援事業所 PROSGROW	一番町2丁目5番地14 丸菱ビル603号室	089-961-1956
しんわ相談支援事業所	松山市中野町甲589番地	089-963-1126
松山市児童発達支援センターひまわり園	松山市水産町368番地1	089-970-3714
相談支援事業所一孝一	松山市東石井6丁目5-12 グランドハイム東石井606	089-909-5034
イスト相談支援事業所	松山市東雲町2番地2	089-948-4037
相談支援事業所 ひらい園	松山市平井町甲852番地	089-970-4411
相談支援事業所ウィルビィベース	松山市東方町甲2305-1	089-993-7235
指定相談支援事業所 夢ポケット	松山市姫原3丁目8-29-601	089-924-8989
libero	松山市桑原2丁目5番地5	070-5689-8202
特定相談支援事業所ひかり	松山市福空港通2丁目18-7 森ビル第8	080-9193-2513
松山相談支援センター	松山市平井町甲3250-5	089-993-6774
相談支援事業所コミュサポ・かぜ	東温市北方甲2164番地2	089-909-5272

## ● 児童通所支援の利用料について

児童通所支援を利用するごとに、原則1割の利用料が必要です。

ただし、自己負担額については、所得に応じて1か月の上限額が設定されています。

所得区分		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般1	町民税課税世帯で所得割額が28万円未満	4,600円
一般2	上記以外の世帯	37,200円

\*ここでいう「世帯」は、児童の保護者の属する住民基本台帳上の世帯です。

\*児童支援利用計画作成については、所得区分に関わらず費用負担はありません。

## ※ 多子軽減措置について

児童通所支援を利用する第2子以降の未就学の児童につきまして、利用者負担額が軽減される制度です。

### ・対象者

① 児童通所支援を利用する未就学の児童のうち、兄または姉が保育所等（※1）に通う第2子以降の児童。

（※1）保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援）事業所、情緒障害児短期治療施設。

② 年収約360万円未満相当（※2）世帯である場合は、児童通所支援を決定している保護者と生計を同じくする兄弟（年齢を問わず）の中で第2子以降の児童。

（※2）年収約360万円未満相当とは、世帯の町民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（町民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除く）。

多子軽減措置の対象者	多子軽減措置による利用者負担額
①または②に該当する第2子の児童	総費用額の5/100に相当する額
①または②に該当する第3子以降の児童	0円

\*月額負担上限額については変更ありません。

## ※ 上限管理について

利用者負担のある方で、複数の事業所を利用される場合、利用者負担額の上限管理が必要となります。上限管理を行うことで、毎月の支払金額が月額負担上限額を超えないように調整することができます。複数の事業所を利用される場合は、障がい福祉係まで利用者負担上限管理事務依頼届出書を提出してください。

## ※高額障害福祉サービス費、高額児童通所給付費について

同じ世帯に障害福祉サービス・児童通所支援等を利用している方が複数いる、上限管理をせず複数の事業所を利用した等の理由により、1か月の利用者負担額の合計が「世帯の基準額」を超えた場合は、申請すると超過額が「高額障害福祉サービス等給付費」または「高額児童通所給付費」として還付（償還）されます。詳しくはお問い合わせください。

## ●18歳到達後のサービス利用について

児童通所支援は18歳未満の児童が対象の児童福祉法に基づくサービスですので、18歳到達後は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスが提供されます。

障害福祉サービスの種類によっては、障害支援区分（※）の認定が必要なものもあります。

また、計画を作成する指定相談支援事業者については、18歳以上の方を対象とする事業所に計画（サービス等利用計画）の作成を依頼していただくようになります。

詳しくは「砥部町障害福祉サービスの利用について」をご覧ください。

※「障害支援区分」とは、障がい者の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、区分1から区分6（区分6が最も重い）で表します。障害支援区分の認定を受けるためには、80項目の認定調査（移動や動作、身の回りの世話や日常生活、意思疎通、行動障害、特別な医療に関する支援の必要性についての聞き取り調査）が必要で、その調査結果と、主治医の意見書をもとにして、「砥部町障害支援区分認定審査会」で審査を行います。

## 【放課後等デイサービスの特例について】

放課後等デイサービスを受けている児童については、学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している場合に限り、20歳に達するまで特例として利用することができます。

## ★詳しくは砥部町介護福祉課障がい福祉係

【TEL：962-7255 FAX：962-6820】までお問い合わせください。



